

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）（総務教育常任委員長報告）
- 第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（厚生都市常任委員長報告）
- 第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度北方町一般会計補正予算（第1号））（各常任委員長報告）
- 第5 議案第23号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第6 議案第24号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第7 議案第25号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第8 議案第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第27号 北方町道路線の廃止について（厚生都市常任委員長報告）
- 第10 議案第28号 北方町道路線の認定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第11 議案第29号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて（各常任委員長報告）
- 第12 協議第1号 西濃環境整備組合規約の変更について（厚生都市常任委員長報告）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

（追加日程）

- 第1 議案第30号 財産の取得について（町長提出）
- 第2 議案第31号 財産の取得について（町長提出）
- 第3 議案第32号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて（町長提出）
-

出席議員（9名）

1番	村木俊文	2番	松野由文
3番	三浦元嗣	4番	杉本真由美
5番	安藤哲雄	6番	安藤巖

7番 鈴木浩之
10番 井野勝巳

8番 安藤浩孝

欠席議員 (なし)

欠員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	中村正
教育長	名取康夫	総務課参事	奥村英人
福祉健康課参事	林賢二	教育次長	有里弘幸
都市環境課 技術調整監	桜井孝昭	総務課長 兼防災安全課長	臼井誠
教育課長	浅井孝彦	住民保険課長	福田宇多子
健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
税務課長 兼福祉健康課長	木野村英俊	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	防災安全課主幹	高崎健一
上下水道課主幹	北中龍一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	牧野拓也
議会書記	吉村駿		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、おはようございます。

きょうは朝から抜けるような青空が広がっておりまして、梅雨の中休みというところでございましょうか。

定例会も、きょう本日残すのみということになりました。

ただいまから令和元年第3回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 安藤巖君及び7番 鈴木浩之君を指名します。

日程第2 承認第1号から日程第12 協議第1号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）から、日程第12、協議第1号 西濃環境整備組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） おはようございます。

私ども総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る6月11日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）であります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度北方町一般会計補正予算（第1号）の関係部分について）であります。

プレミアム商品券の対象者に関する質疑があり、9月末までに生まれた3歳未満の子供が対象となるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第23号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについての関係部分についてであります。

最初に、消防費の退職報償金に関連して消防団員のなり手不足について質疑があり、今後は自治会や消防友の会への働きかけや県のサポート施策なども活用しながら団員確保に努めたいとの答弁がありました。

次に、社会教育費の修繕料に関する質疑があり、生涯学習センターの防火点検にて指摘された防火扉や防火シャッターなどの修繕料であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） 命によりまして、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る6月10日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度北方町一般会計補正予算（第1号））の関係部分についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第24号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の条例改正には、他の社会保険制度と同様に産前・産後休業中、育児休業中に伴う保険税減免措置の規定はあるかと質疑があり、保険税減免措置の規定はない。また、他の社会保険制度の減免規定の詳細については把握していない旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

家庭的保育事業等を利用している乳幼児が満3歳以上となった場合、一般的にはどのような施設を利用することとなるのかとの質疑があり、保護者の判断により幼稚園や保育所等を利用することとなる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 北方町道路線の廃止についてであります。

町道66号線のうち、円鏡寺公園北の端から楼門前を通り、小・中学校までの区間の道路線廃止後に認定されないことについて質疑があり、当該区間は道路認定が他の道路との重複区間となっており、町道9号線及び65号線として認定しているため、町道66号線としては認定しない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論では、道路線の廃止に関して代替案を示し、反対がある以上、合意を得られるよう対処すべきであるとの反対討論がありました。

以上で討論を終わり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第28号 北方町道路線の認定についてであります。

質疑はなく、前議案と同様の理由による反対討論がありました。

以上で討論を終わり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、協議第1号 西濃環境整備組合理約の変更についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度北方町一般会計補正予算（第1号））の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員長の報告のとおり承認されました。

議案第23号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 北方町道路線の廃止についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○3番（三浦元嗣君） この町道66号線の問題ですけれども、この66号線、大門や石町、春来町などのお住まいの方々の生活道路となっています。生活道路を廃止すれば、日常のさまざまな場面で不便であることは間違いありません。廃止すれば南北の移動は、西側か東側の道路に迂回することになります。

しかし、この学園構想の中で、保育園と幼稚園が現在の小学校の敷地内に設けられることになり、この場所に約200人の幼児が通うことになります。子供たちを送り迎えする保護者の方々の車が時間帯によって集中することになり、西側の道路への迂回は困難となります。さらに、小学校の南側の給食センターから給食を運ぶため、東側の道路が利用される予定と伺っています。

町道の廃止を行う場合、代替となる何らかの手だてを講じた上で行うべきだと思います。例えば、東側や西側どちらかの道の改善を行い利用しやすくするなど、こういうことが考えられると思いますが、今回は何らそういった提案もありません。

この問題に関し、住民の中に反対意見もあると伺っています。道路の入り口から50メートルの方に案内を出して説明したとのことですが、反対意見があるのであれば、関係する自治会の総会

に出向いて説明し、御意見を伺い、同意をいただくことが必要ではありませんか。役場で説明会を行うから来てくれ、それだけで済まそうというのは、今回のやり方は認めることができません。

学校構想全体に関しても、昨年いろいろとお伺いし、そして町民の皆さんに説明し、同意を得るべきだというふうに申し上げたときに、まだ何も決まっていないという返事でしたが、この1年たって、もう決まったことだからということで、学校構想についても、このまま説明も、あるいは同意をいただくこともなく進めようとしています。

皆さんの御意見を聞くと、学校構想はよくわからない、本当に子供たちのためになるのか、こういった意見が多く伺えます。

以上の理由から、今回の町道廃止について反対をいたします。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 今、三浦君からそういうふうな意見が出て、申しわけない、質疑のほうをちょっと変えたいと思うんだけど、質疑のほう変えてもいい。終結しておるけれども。

できない。じゃあ後にします。

○議長（安藤浩孝君） 質疑は委員長の質疑ですよ。

○10番（井野勝巳君） 委員長もやけど、ほかのことも聞きたかったの。

○議長（安藤浩孝君） ああ、そうですか。

○10番（井野勝巳君） じゃあ委員長のほうで、ちょっと委員長に聞こうか、今いいですか。

○議長（安藤浩孝君） いや、もう質疑は終わっていますので。

○10番（井野勝巳君） 終わっておるな。

○議長（安藤浩孝君） 済みません。

討論、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 反対が出たんだけど、委員会としては認めたということでもありますね。今、私がお聞きしたいのは、委員長というよりも一遍執行部に確かめたいんですが、よろしいですか。

○議長（安藤浩孝君） いや、それは、委員長の松野議員しか。

○10番（井野勝巳君） 委員長だけしかできない。

○議長（安藤浩孝君） はい。

○10番（井野勝巳君） じゃあ委員長にお聞きをしますが、この道路線が廃案になるということについて、これは今、反対を、署名運動しているということもお聞きをしております。その中で、この廃止したこの空洞のところを聞くんですよ。今、運動場の中が青桐からロータリーまではもう廃線になるんでしょう。廃線を認めるんでしょう。青桐通りから入っていくところの運動場の間隔が、あそこの間は廃道になるでしょう、これを見ると。

それで、形態としては自動車が通れるようになりますな、あそこ運転していくんですから。だから、このあたりの間の管理責任は誰が持つんですか、もしかして何かあったときに。もしかして、運動場へもきのうも大きな車が何台も入っていましたが、ああいった形で運動場も通っていきますけれども、これを廃道にして、道路ではないところを車が通るんですから、駐車場としての感覚なのか、運動場としての感覚なのか、そういった議論はありましたか。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員、これは委員会の内容のお話がどういうお話であったのかというような質問にさせていただかないと、ちょっとそれを松野委員長に……。

○10番（井野勝巳君） 大体そのような話あったのかということです。

○議長（安藤浩孝君） 話があったのかどうかということですか。それはお答えできると思います。松野議員。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） ただいまの質問については、委員会の中では質疑・討論はありませんでした。

○議長（安藤浩孝君） 質疑よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○3番（三浦元嗣君） この町道路線の認定に関してでありますけれども、先ほどありました廃止に基づくものでありますので、同様の理由で反対をいたします。

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第1号 西濃環境整備組合規約の変更についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、協議第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。町長から、議案第30号 財産の取得について（教育用パソコン）、議案第31号 財産の取得について（ノートパソコン等）及び議案第32号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてが提出されました。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2、第3として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号 財産の取得について（教育用パソコン）から議案第32号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてまでを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2、第3として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時22分

○議長（安藤浩孝君） それでは、再開します。

訂正がございますので、再度もう一度こちらのほうで読ませていただきます。

議案第30号 財産の取得について、議案第31号 財産の取得について及び議案第32号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてが提出されました。

以上、訂正をさせていただきますので、お願いします。

追加日程第1 議案第30号から追加日程第3 議案第32号まで

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第1、議案第30号 財産の取得についてから追加日程第3、議案第32号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

それでは、本日、議長のお許しをいただきましたので、3件の議案を追加提案させていただくことになりました。いずれも、本定例議会の会期中になされた契約及び行為でありますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議案第30号 財産の取得についてであります。

かねてより当町のパソコンを更新する際には、リースをしないで購入に切りかえていくことといたしておりました。

今回、各小・中学校で使用している教育用公務パソコンのリース期間の満了や、OSサービスが終了する古い機種ノートパソコン124台、デスクトップ型パソコン5台の計129台を入れかえるに当たって、その取得する予定の価格が700万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

契約の金額は1,889万円で、契約の相手方は、岐阜県大垣市船町5丁目23番地、株式会社中日AVシステム、代表取締役社長 神谷正史であります。

また、契約方法は、指名競争入札で行ったところであります。

続きまして、議案第31号 財産の取得についてであります。

議案第30号と同様の理由から、役場を初め、図書館や体育館、幼稚園など、町の施設で使用しているパソコン等計114台を入れかえるに当たりまして、購入する予定価格が700万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議決をお願いするものであります。

契約の金額は2,580万円で、契約の相手方は、岐阜市都通1丁目15番地、中部事務機株式会社、代表取締役 辻慶一であります。

また、契約の方法は、指名競争入札で行ったところであります。

続きまして、議案第32号であります。令和元年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ

れ67億7,071万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。旧庁舎の売り払い代金2,000万円の歳入と、旧庁舎の解体を条件に売却したことで、耐震改修工事補助金の返還金300万円の歳出が生じたことによるものであります。

歳入は、旧庁舎の売り払い金収入2,000万円で、その残額1,700万円全額を財政調整基金に積み立てようとするものであります。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正のとおりであります。

以上、3議案につきまして慎重に御審議をいただき、適切な御決定がいただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（安藤浩孝君） 今配ったばっかやもんで、ちょっと見ていただいております。そういう時間です。

追加日程第1、議案第30号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○3番（三浦元嗣君） 1点お尋ねいたします。

この議案30号と次の31号とかかわってのことですけれども、金額が、1台当たりの単価が30号と31号では異なっております。もちろん機種が違ったりとか、そういうようなこともあると思いますが、特に特別なソフトウェアとか、何か附属的な機器をつけられたとか、そういうことによる差なんですか。それとも、そもそもパソコンが違う機種であるので、そういう価格差が生じたのでしょうか。その差についてお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長兼防災安全課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） 金額の差でございますが、機種の能力によるものです。

あと附属品が、31号につきましては附属としてOSも含まれておりますので、価格が変わっております。

○議長（安藤浩孝君） よろしいですか。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 1点、先ほど全協でお聞きしておりましたこのパソコンの買い上げか、借りる、買い上げはいろいろ今まで議会も議論をしてきたところでもありますけれども、今回買うということでもあります。説明の中で、リース代と比較をしてこの買い取りのほうが安いという説明をお聞きしました。どのくらい差額があったか、お伺いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 奥村総務課参事。

○総務課参事（奥村英人君） まず、リースに対しましては、リースに係る金利分が2%程度かかってまいりますので、その辺が大きくかかわってまいります。

あと、リースをかけますと保守点検料というのが毎年毎年かかってまいります。買い取りで

すと保守点検料というのがかかりませんので、その辺で年間数百万というお金の差が出てまいります。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 今2%の形の変わってくる、保守点検料が違ってくるということですが、今の最後の答弁は、年間数百万違うということですね。これは積算してみて出てくる金額であって、積算はしていなかったんですか。大体金額がこれぐらい違ってくるんだという、ただそれだけのことでこういう形をとったのか。金額が違うはずだったんですか。差額が出て初めてあなた方買い取りに踏み切ったんでしょう。

○議長（安藤浩孝君） 奥村総務課参事。

○総務課参事（奥村英人君） これは、先ほど町長の提案説明の中にもありましたように、懸案事項としてずっと前から議会のほうにもお諮りして、今後パソコンの更新時期には買いかえのほうに当然金額的に安くなるということがありますので、財政が許せば買い取りの方向で進めていくという形で始まっておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（安藤浩孝君） あとはいいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を省略します。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2、議案第31号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3、議案第32号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

6月3日より11日間にわたりまして開会がされました6月定例議会であります。御提案をさせていただきました議案につきまして、全て御決定をいただきました。まことにありがとうございます。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方からいただきました御指摘や御意見につきましては十分踏まえて、今後の町政執行に当たってまいりたいと思っております。

また、学園構想でありますけれども、今月21日に町のほうの基本方針を決定いたしまして、議会にお示しをさせていただきたいと思っております。その後は速やかに基本設計を固め、実施設計へと、それぞれの施設の整備につきまして、今後議会とも御相談をしながら順次こまを進めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしく願いをいたしたいと思っております。

また、開校準備委員会を8月をめどに設置したいと思っております。その開校準備委員会の中で、令和5年の開校までに学校運営に関する全てを漏れなく協議をしてまいりたいと思っております。今後とも、皆さん方の英知を結集して、誠実に確実に学園を開校していきたいと思っておりますので、御支援と御協力のほどよろしく願いをいたします。

梅雨を迎え、また暑さもこれから本格化してくる季節になります。議員皆様には公私ともに多忙な日々が続くと思っておりますが、健康に十分に御留意をいただき、地域の活性化や町の振興、発展のためにますます御活躍をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和元年第3回北方町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年6月13日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 安 藤 巖

署 名 議 員 鈴 木 浩 之